

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の中長期目標(案)の概要

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

- 独法改革に関する閣議決定等を踏まえ、医薬品等に関する専門性と食品・栄養等に関する専門性の融合を図り、生活習慣病対策への応用等の効果を期待し、旧医薬基盤研究所と旧国立健康・栄養研究所を統合。
- 旧医薬基盤研究所は、設立以来、基盤的技術研究・生物資源研究・研究開発振興を行い、近年、3年連続での産学官連携功労者表彰受賞、創薬支援ネットワークでの中核的な役割など、創薬等に貢献する研究機関の地位を確立。
- 旧国立健康・栄養研究所は、身体活動基準などの策定、国民健康・栄養調査の実施、健康食品に関する調査研究など国の施策に関わってきており、さらに、WHO協力センターに指定。



これらを踏まえ、国の政策等に沿うという観点から、以下の役割を期待

- ① 健康・医療戦略等を踏まえた革新的な医薬品等の開発に資するような業務の実施。行政機関等とも連携しやすい持ち味を活かしつつ、国の政策課題等を踏まえた組織的、戦略的、重点的な取組
- ② 創薬支援ネットワークにおける日本医療研究開発機構等との緊密な連携及び引き続きの中核の担当
- ③ 国の生活習慣病対策に反映が見込まれる研究の実施と健康食品の適正使用の観点からの国の施策への寄与
- ④ 法定業務の効率的実施、国民健康・栄養調査の活用による施策への寄与、民間への収去業務拡大に伴う業務の重点化
- ⑤ 専門性の融合による統合効果を最大限発揮するための研究の実施による、国民の健康の保持増進や安全性の確保に資する新たな成果の創出

第2 中長期目標の期間

平成27年4月から平成34年3月までの7年間

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

A 医薬品等に関する事項

1. 基盤的技術の研究及び創薬等支援

革新的な医薬品等の開発に資するという観点から、難病対策、新興・再興感染症対策、迅速な新薬等の開発、抗体・核酸医薬等の開発の推進等の国の政策課題の解決と国の経済成長に寄与することを目標に、以下を実施。

- (1) 難病治療等に関する基盤的研究及び創薬等支援
- (2) ワクチン等の研究開発及び創薬等支援
- (3) 医薬品等の安全性等評価系構築に向けた基盤的研究及び創薬等支援
- (4) 抗体・核酸に係る創薬等技術の基盤的研究及び創薬等支援

2. 生物資源に係る研究及び創薬等支援

ヒト組織・細胞、疾患モデル動物、薬用植物、霊長類等の生物資源は、医薬品等の開発に有用なツールであるため、革新的な医薬品等の開発に資するべく、これらの研究開発、収集、維持、品質管理、提供に関し、以下を実施。

- (1) 難病・疾患資源に係る研究及び創薬等支援
- (2) 薬用植物に係る研究及び創薬等支援
- (3) 霊長類に係る研究及び創薬等支援

3. 医薬品等の開発振興

これまでに蓄積した医薬品等の開発支援に係る専門性及び経験を活かして、希少疾病用医薬品等を始めとした医薬品等の開発を一層促進するという観点から、以下の事業を実施。

(1) 希少疾病用医薬品等開発振興事業

希少疾病用医薬品等の開発を促進するための助成金交付、指導・助言・相談、税額控除に係る認定等の支援事業を実施。

(2) 特例業務及び承継事業等

医薬品等の実用化研究を支援する事業(平成23年度廃止)の既採択案件のフォロー、成果の創出等(特例業務)及び旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構で実施した出資事業に係る資金の回収(承継事業)等を実施。

B 健康と栄養に関する事項

1. 研究に関する事項

健康日本21(第二次)などの政策目標の達成や健康食品の安全確保等に資するため、以下に特化・重点化

- (1) 身体活動と栄養の相互作用に関する研究
- (2) 食生活多様化の影響等に関する栄養疫学的研究
- (3) 健康食品の有効性や健康影響に関する調査研究
- (4) 施策に寄与する基礎的、独創的及び萌芽的な研究

2. 法律に基づく事項

(1) 国民健康・栄養調査

効率的な実施、調査の高度化、施策の推進における専門的な立場からの協力

(2) 収去試験及び関連業務

業務の的確な実施、検査方法の標準化等への重点的な取組

3. 国際協力・産学連携に関する事項

(1) 国際協力

アジア太平洋地域の健康・栄養問題の改善への貢献

(2) 産学連携等による共同研究・人材育成

共同研究の拡充、人材養成と資質向上、研究設備の共同利用等の推進、食育に資する研究の推進と情報提供

4. 情報発信に関する事項

身体活動・栄養・食品に関する情報発信による健全な生活習慣の普及・啓発

C 統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項

統合を踏まえ、専門性を融合した研究を推進し、例えば以下の新たな研究課題に取り組む。

- ・医薬品と食品の相互作用に関する研究
- ・生活習慣病の新しい予防法に関する研究
- ・健康に関する機能性を表示した食品の品質評価に関する研究

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組に関する事項

(1) 効果的かつ効率的な業務運営

経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に実施。理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応させる効果的かつ効率的な業務運営体制を確立。

(2) 統合による新たな研究課題への取組のための措置

新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、研究成果の最大化に資するよう、以下の措置を実施。

- ・ 研究部門の再編、研究ユニット等を機動的に再編できる仕組みや研究員等を柔軟に配置できる仕組みの構築
- ・ 研究開発業務についての更なる重点化
- ・ 各事務所に所属する研究員相互間での日常的な研究情報の交換や研究機関誌の共同発行。技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化する仕組みの構築
- ・ 管理部門について、内部統制の強化及び研究サポート業務の充実を図りつつ、合理化

(3) 業務運営の効率化による経費削減等

ア 中長期目標期間終了時まで、一般管理費(人件費は除く。)について、14%程度の額を節減。

イ 中長期目標期間終了時まで、事業費について、7%程度の額を節減。

ウ 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証。

エ 契約について、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進。

オ 無駄の削減等に関する取組を人事評価に反映するなど、自律的な取組のための体制を整備。

2. 業務の電子化に関する事項

テレビ会議やメール会議等の更なる活用、ICT環境の整備等により、業務を電子化。

第5 財務内容の改善に関する事項

(1) 第4の1.及び2.で定めた事項について、経費の削減を見込んだ中長期計画の予算を作成し、当該予算により運営。

(2) 競争的研究資金、受託研究費、研究施設の外部利用促進等により自己収入を獲得。

(3) 繰越欠損金解消計画の策定・見直し等を行い、繰越欠損金を着実に解消。

第6 その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制に関する事項

関係規程の充実を図るとともに、内部統制に係る研修を行うなどの取組を強化。各研究施設と本部の定期的な意見交換の実施など、組織全体としての内部統制を充実。

(2) 人事及び研究環境の整備に関する事項

ア 若手研究者等の育成を更に進めるとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施。

イ 製薬企業等との不適切な関係を生じることがないように、適切な措置を実施。

ウ 大学等との間でのクロスアポイントメント制度を導入。

エ 重点研究への研究テーマの絞り込み等により、最先端の研究開発に必要な環境を整備。

(3) コンプライアンス、研究不正への対応、倫理の保持等に関する事項

研究活動における不正行為の防止、不正行為への対応、倫理の保持、法令遵守等について徹底した対応を実施。研究所としての機能を確実に発揮。

(4) 外部有識者による評価の実施・反映に関する事項

外部有識者から構成される研究マネジメント体制を構築し、評価結果を積極的に活用・公表。

(5) 情報公開の促進に関する事項

適切かつ積極的に情報の公開を実施。契約業務については、透明性が確保されるように留意。

(6) セキュリティの確保に関する事項

情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進。

(7) 施設及び設備に関する事項

業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を実施。

なお、和歌山圃場については、本中長期目標期間中に適切に処分。